

JIS

過塩素酸（試薬）

JIS K 8223 : 2022

(JRA/JSA)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	飯塚 隆	公益社団法人自動車技術会
	上野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	斉藤 良	日本プラスチック工業連盟
	中川 勝 博	一般社団法人日本分析機器工業会
	中島 眞 理	一般社団法人日本ゴム工業会
	野中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	林 幸	国立大学法人東京工業大学
	保倉 明 子	東京電機大学
	三浦 安 史	石油連盟
	山崎 初 美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.7.25 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本試薬協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬質ビル TEL 03-3241-2057)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 性質	3
5.1 性状	3
5.2 定性方法	3
6 品質	3
7 試験方法	3
7.1 一般事項	3
7.2 濃度 (HClO ₄)	3
7.3 強熱残分 (硫酸塩)	4
7.4 塩化物 (Cl)	5
7.5 塩素酸塩 (ClO ₃)	6
7.6 遊離塩素 (Cl)	6
7.7 りん酸塩及びけい酸塩 (SiO ₂ として)	7
7.8 硫酸塩 (SO ₄)	8
7.9 窒素化合物 (Nとして)	8
7.10 銅 (Cu), 銀 (Ag), 鉛 (Pb), マンガン (Mn) 及び鉄 (Fe)	11
7.11 銅 (Cu) 及び鉛 (Pb)	13
7.12 銀 (Ag), マンガン (Mn) 及び鉄 (Fe)	14
7.13 ひ素 (As)	15
8 容器	16
9 表示	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	18
解 説	20

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本試験協会（JRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 8223:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 4 年 9 月 21 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 8223:2016** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

過塩素酸（試薬）

Perchloric acid (Reagent)

 HClO_4 $FW: 100.46$

序文

この規格は、1983年に第1版として発行されたISO 6353-2を基とし、技術の進歩に伴い、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、試薬として用いる過塩素酸について規定する。

警告 1 過塩素酸は強酸化性物質のため、還元剤、可燃性有機物などと混合すると急激な酸化反応を起こして発火又は爆発することがあり、また、濃度質量分率70%以下の水溶液は、冷時酸化力をもたないが、高温では非常に強力な酸化力を持ち、有機物とは爆発的に反応することがあるため、これらとの接触を避ける。

警告 2 この規格に基づいて試験を行う者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、安全データシート（SDS）などを参考にして各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置を採らなければならない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis—Part 2: Specifications—First series, R 21 Perchloric acid (72 %) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS H 6202:1986 化学分析用白金皿

JIS K 0050:2019 化学分析方法通則

JIS K 0113:2005 電位差・電流・電量・カールフィッシャー滴定方法通則